い者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第46条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法（平成14年法律第15号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,190点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成21年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。

⑸　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合を含む）地上２階建以上かつ延べ面積2,000㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合を含む）地上１階建以上かつ延べ面積1,000㎡以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所

⑹　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑺　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、２社又は３社とする。

⑻　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑼　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑽　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑾　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、上記２⑾①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑿　技術提案書、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までに、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　「工事全般の施工計画」が適切であること。

⒃　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書等」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次の(ｲ)、(ﾛ)の要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｲ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ﾛ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶の①「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び②「工事全般の施工計画」の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高30点を与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ「加算点」を算出し与える。施工体制評価点は、下記⑶③の評価項目において、企業の施工体制に応じ，最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　下記⑶の「企業の高度な技術力」の評価点数については、入札後に施工体制評価点の得点割合を乗じて得点を算出するものとする。入札後の「企業の高度な技術力」の評価点数の合計＝入札前の「企業の高度な技術力」の評価点数の合計×（施工体制評価点／30）

③　加算点の算定方法は、下記⑶①及び②の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶②において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記③によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

(ｲ)　総合的なコスト（ライフサイクルコスト）

(ﾛ)　性能等（機能・強度・耐久性等）

(ﾊ)　社会的要請（特別な安全対策）

②　工事全般の施工計画

(ｲ)　施工上配慮すべき事項等の技術的所見

③　企業の施工体制

(ｲ)　品質確保の実効性

(ﾛ)　施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

⑸　技術提案書等に対するヒアリング

技術提案書等に対するヒアリングは、必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。